

大学奨学生願書のしおり

有馬育英会奨学金（無利子）

（応募出来る方）

来年度、大学または短期大学に入学予定の生徒が対象です。

（出願期間）

令和8年9月30日（水）（消印有効）

（奨学金の貸与額）

月額20,000円または30,000円のいずれかを選択できます。

（貸与期間）

入学した年の4月から、正規の最短修業年限の終期まで

（送金方法）

1・4・7・10月の各月1日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、
3ヶ月分の奨学金を直接奨学生の指定銀行口座に送金します。

（その他）

他の奨学金との併用もできます。

出願者の連帯保証人は保護者でも可能です。

大学・短期大学における専攻分野の制約はありません。

（奨学生の資格・心得）

「資格」日本国籍を有し新大学・短期大学に進学を目指す健康な学生でありながら、経済的理由により、学費の支弁が困難な者。

「心得」奨学生は本会の規定を守り、本会・学校の指示に従うとともに常に奨学生の資質向上に努めること。

（出願方法と貸与の決定）

「出願書類提出方法」

応募希望生徒は、願書を担当の教員に提出し、在学高等学校を通じて必要書類と共に本会に郵送して下さい。

※願書はコピーしたものを使用しても構いません。

出願書類は定められた期日までに提出して下さい。

「奨学生選考について」

選考委員会の評議により新奨学生を決定します。

必要がある場合には、口頭面接を実施する場合があります。

九州在住者の面接は、久留米にて本会理事が実施します。

願書選考期日：１０月上旬より

選 考：選考委員会による書類審査（願書・推薦調書・成績証明書・所得証明書等）が行われ、審議の上、決定します。

選 考 結 果：１０月以降に在籍高等学校の学校長宛に文書で通知します。

（有馬育英会奨学生としての義務）

本会への報告や届出等を怠りなく行うこと。
本会ホームページの「卒業生だより」掲載などへの協力。
貸与終了後は滞りなく返還を行うこと。返還金が後輩奨学生への財源となります。

（返還の方法）

「返還期限」 貸与期間が終了してから、6ヶ月据え置き10年以内に年賦（12月）・半年賦（12月と6月）・月賦（毎月）のいずれかの方法で返還していただきます。
※貸与終了後に返還方法の中から選んで下さい。

「奨学金の利息」 無利子です。

「返還猶予」 大学院等への進学、留学などで返還が困難となった場合は延滞前に速やかに東京事務局に申し出て下さい。
事情を考慮し、一定期間返還が猶予される事があります。

「返還免除」 本人が死亡または著しい心身の不調などで返還が不能になった場合は、全部または一部が免除される事があります。

(応募提出書類)

1・奨学生願書 (本会所定のもの)

貸与を受けたいコースのどちらかを選択下さい。
連帯保証人は保護者(父・母)でも可能です。
保護者の所得証明欄には、所得証明書に記載してある所得金額を記入して下さい。
※年金は労災保険年金・国民年金・厚生年金・遺族年金・障害年金・その他の年金を一年間の合計額にて記入下さい。

2・推薦調書 (本会所定のもの)

在学高等学校の担当の教員に依頼し、学校の推薦を取得して下さい。

3・成績証明書 各学校の書式のもので構いません。

4・所得証明書 (主たる家計支持者である保護者2名分)

所得証明書は市区町村役場の市区町村民税を取り扱う課等で受けられます。所得の無い人は「所得無し」や「課税台帳に記載無し」または「非課税」などの証明が受けられます。各市区町村発行の原本のみ有効。
※源泉徴収表とは異なりますのでご注意下さい。

5・生活保護受給証明書 (生活保護を受けている家庭のみ)

生活保護を受けている場合は、必ず提出して下さい。
福祉事務所で発行しています。

6・障害証明書（就業困難な障害のある家族がいる場合のみ）

都道府県知事発行の障害者手帳・または保険福祉手帳の
コピー・または各障害がわかる必要書類。

※5・6は該当される方のみ提出下さい。

※提出書類について、不明な点は有馬育英会にお問い合わせ下さい。

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町2-6-2

水天宮道場ビル4階

一般財団法人 有馬育英会

担当 佐藤

TEL (03) 5623-9511

e-mail : arimaikuei9511@theia.ocn.ne.jp